

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第194号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成24年8月18日 14時00分ごろ
発生場所	阪神港神戸区第6区 兵庫県神戸市所在の神戸第7防波堤東灯台から真方位207°2,760m付近 （概位 北緯34°39.3′ 東経135°17.0′）
事故等調査の経過	平成24年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 せんざん、15トン
船舶番号、船舶所有者等	280-42088兵庫、有限会社阿部マリン
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷ブルワーク及び防舷材に曲損 棧橋 なし
事故等の経過	本船は、阪神港神戸区第6区の神戸沖埋立処分場東岸の棧橋に無人で係留中、風潮流に圧流され、平成24年8月18日14時00分ごろ同棧橋に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約11m/s 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近での係留を年に数十回程度行っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、阪神港神戸区第6区の神戸沖埋立処分場東岸の棧橋に係留中、風潮流に圧流されたことから、同棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港神戸区第6区の神戸沖埋立処分場東岸の棧橋に係留中、風潮流に圧流されたため、同棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船舶を棧橋に係留する際には、棧橋に接触しないように風潮流を

	考慮した係留を行うこと。
--	--------------